

## 【特別支援教育】

### 1 特別支援教育における課題

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、幼児児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、幼児児童生徒の十分な学びを確保し、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。
- 特別支援学校においては、近年、在籍する幼児児童生徒の数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入籍するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになっている。

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 平成 28 年 12 月 中央教育審議会（答申）】

### 2 これからの特別支援教育に求められるもの

- 幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援をすること。
- 特別支援学校においても、①教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に視点を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の考え方、②育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方、③課題の発見や解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導方法の充実、④カリキュラム・マネジメントなど、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視すること。

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 平成 28 年 12 月 中央教育審議会（答申）】

### 3 学習指導要領の主な改善点について

#### 幼・小・中・高等学校

- ・ 障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが示された。
- ・ 特別支援学級及び通級による指導における特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が示された。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を全員作成することとされた。
- ・ 各教科等において、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法を工夫することが示された。
- ・ 高等学校における通級による指導の制度化に伴い、単位修得の認定などについて規定された。

【小学校学習指導要領解説 総則編 中学校学習指導要領解説 総則編 平成 29 年 7 月 文部科学省】【高等学校学習指導要領解説 総則編 平成 30 年 7 月 文部科学省】

#### 特別支援学校

- ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いについて、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方が明確にされた。
- ・ 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理された。その際、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意し、①小・中学部の各段階に目標を設定 ②中学部に 2 段階を新設 ③小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定 ④特に必要がある場合には小・中・高等学校学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるように規定され、充実が図られた。
- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容の取扱いについて、障害特性等に応じた指導上の配慮事項の充実が図られた。
- ・ 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点及び卒業後の視点からカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことが規定された。
- ・ 幼稚園、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることが規定された。
- ・ 知的障害者である児童生徒の各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の視点から充実が図られた。
- ・ 高等部の「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に改められ、探究の過程が重視された。

【特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部） 平成 30 年 3 月 文部科学省】【特別支援学校高等部学習指導要領改訂のポイント】